

1 消費生活に関する各種法律が制定・改正されました！

今夏、国において、消費生活に関する重要な法律が相次いで制定又は改正されましたので、以下、その概要をお知らせします。

① 特定商取引に関する法律の改正(平成24年8月22日公布, 6箇月以内に施行) ～貴金属等の訪問購入に係るトラブルへの対応～

消費者の自宅を訪問し、アクセサリーや和服等の商品を安く買い取り、明細書等を交付せず、解約や返金に応じないなど、「貴金属等の訪問買取り（訪問購入）」については、販売者である消費者を保護するための法令の規定が存在しないことから、被害を回復することが難しく、大きな問題となっていました。

そこで、特定商取引に関する法律の一部が改正され、従来、同法で定められていた、消費者トラブルが生じやすい6つの取引類型に、7番目の類型として「訪問購入」が追加され、訪問購入業者を規制することとなりました。

＜主な改正点＞

① 訪問購入業者による不当な勧誘行為の規制

訪問購入業者に、訪問購入を行う際の事業者名・勧誘目的等の明示義務、不招請勧誘*の禁止、再勧誘の禁止等の規制がかかります。

※ 消費者が依頼や希望をしていないのにも関わらず、契約締結の勧誘を行うことをいいます。

② 書面の交付義務

訪問購入業者に、買取り価格等の必要事項を記載した書面を消費者に交付する義務が生じます。

③ 訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は、②の書面が交付された日から8日以内であれば、無条件で契約の解除ができるほか、物品の引渡しを拒むことができます。

④ 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

訪問購入業者は、クーリング・オフ期間中に、第三者へ物品を引き渡した場合には、元の持ち主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務が生じます。

⑤ 物品を引き渡す際の第三者への通知

訪問購入業者は、クーリング・オフ期間中に、第三者へ物品を引き渡す場合には、第三者に対してクーリング・オフの対象物品であること等を通知する義務があります。

これらに違反した業者は、業務停止命令、懲役や罰金の対象となります。

② 消費者安全法の改正(平成24年8月22日公布, 10月1日に施行)

～消費者事故等調査機関の設置と重大な財産被害への対応～

＜主な改正点＞

① 消費者事故等の調査機関の設置

消費者庁に、「生命身体被害」に係る事故等原因を調査する機関として、「消費者安全調査委員会（以下、委員会という。）」が設置されました。

これは、消費者等が出遭う事故について、当事者の責任追及とは別に、その原因を科学的、専門的に調査・究明し、再発・拡大の防止につなげるものです。

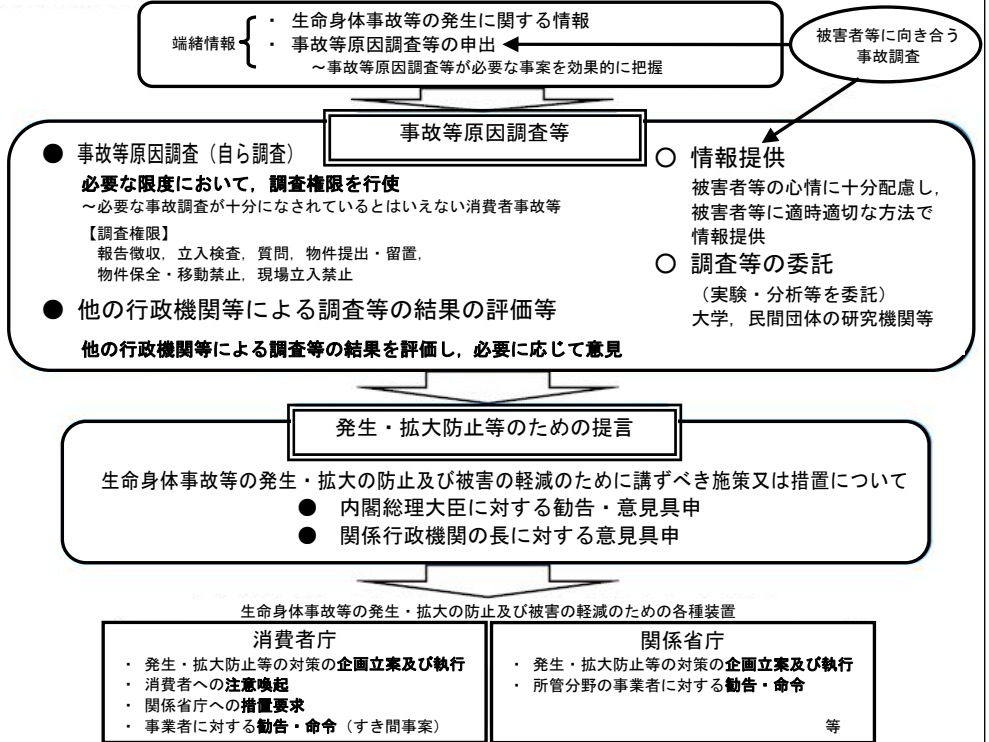
委員会は、内閣総理大臣から任命された7

名の非常勤の委員と、必要に応じて任命される臨時委員及び専門委員により組織され、事故等原因調査のみならず、情報提供や発生・拡大防止等のための提言を内閣総理大臣や関係行政機関の長に対して行います。

また、事故等原因調査等の申出制度が創設され、事故の被害者だけでなく、個人・法人を問わず、事故等原因の究明が必要だと考えた場合に、委員会に対し、その旨を申し出て、事故原因調査等を行うよう求めることが可能になりました。

なお、事故等原因調査等の申出を希望される方の相談窓口が、**消費者庁消費者安全課事故調査室**（Tel：03-3507-9268）に設置されています。

【事故等原因調査等、提言のイメージ】

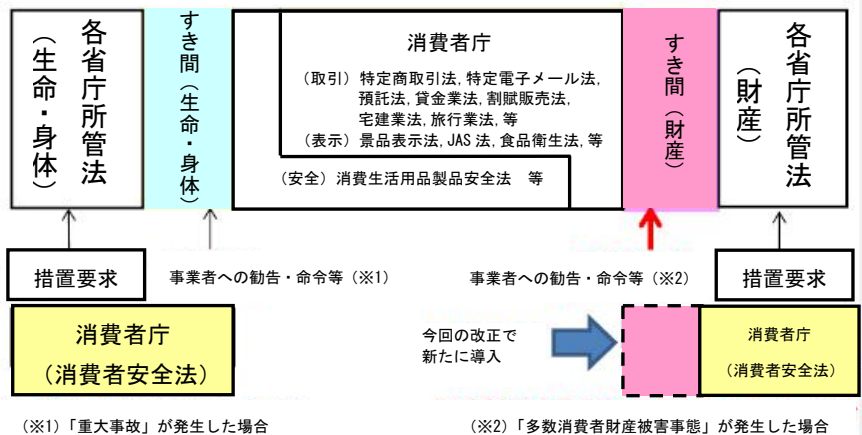


② 消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入

他の法律では対処することができない「財産被害」を防止するために、事業者に対して消費者庁が勧告及び命令等の行政措置を行うことが可能になりました。

これは、国内での換金が困難な外国通貨（イラクディナールやスーダンポンド等）の取引や実態のない利用権の取引（水資源等）など、特定商取引法等でも対応できない新たな悪質商法の手口（いわゆる「すき間事案」）にも対応することが可能となりました。

【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】



③ 消費者教育の推進に関する法律の制定

(平成24年8月22日公布, 6箇月以内に施行)

～消費者教育の総合的・一体的推進～

<目的>

この法律では、消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力に差があることで生じる消費者被害を防止するとともに、消費者自らが考え・行動できるようその自立を支援するためには、消費者教育が重要と考えています。

このため、消費者教育の基本理念を定め、国や地方が何をしていくべきかを明らかにするとともに、消費者教育を推進するための基本方針等必要な措置を定めるなど、① 消費者教育を総合的かつ一体的に推進すること、② 国民の消費生活の安定及び向上に寄与すること、を目的としています。

<「消費者教育」とは?>

消費者教育とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会*の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」としています。つまり、持続可能な社会の形成に向けて積極的に行動する消費者を育てる教育のことをいいます。

また、「基本理念」として、① 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成、② 主体的に消費者市民社会の形成に参画、その発展のために行動できるよう、その育成を支援、③ 幼児期から高齢期までのライフステージに応じて体系的に行われるとともに、年齢・障害の有無等消費者の特性に配慮、等の項目が定められています。このため、消費者教育を推進する際には、これらの点を考慮することが求められています。

※ 消費者が、個々の消費者の特定及び消費生活の多様性を相互に尊重し、自らの消費生活に関する行動が社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会のこと。

<国と地方自治体の責務>

消費者教育の推進のため、国や地方(京都市)には、以下の責務があることが明らかにされています。

【国】

- 消費者教育推進に関する総合的な施策の策定及び実施
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針を策定
- 消費者庁に、消費者教育推進会議を設置
- 財政上の措置

【地方(京都市)】

- 社会的、経済的状況に応じた施策の策定及び実施
- 基本方針及び京都府の定める消費者教育推進計画を踏まえ、消費者教育推進に関する施策についての計画を策定（努力義務）
- 消費者教育推進地域協議会を設置（努力義務）
- 財政上の措置（努力義務）

この法律の成立により、「消費者教育の重要性」、「消費者教育が何を意味するのか」、「消費者教育の推進のため何をすべきか」といったことが、法律上、明確にされました。京都市としても、教育関係機関や消費者団体等との連携を強化し、消費者教育の推進に取り組んでいきます。

2 「不動産なんでも無料相談」の実施について

～相続、登記などについて専門家（弁護士、税理士等）がおこたえます！～

京都市では、弁護士による無料法律相談や税理士による無料税務相談を実施していますが、中でも特に相談件数の多い不動産に関する相談に専門的な視点から総合的におこたえするため、この度、「不動産なんでも無料相談」を各専門家との協働により下記のとおり実施しますので、お知らせします。

- 1 日 時 平成24年11月15日（木）
午前10時～正午、午後1時～午後4時
（受付は、午前9時30分～午後3時30分）
- 2 場 所 京都市消費生活総合センター 研修室
京都市中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階
消費生活総合センター
問合せ 256-1110
- 3 相談員 弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士
- 4 費用 無 料
- 5 申込方法 当日受付
- 6 共催団体 京都弁護士会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都司法書士会、
京都土地家屋調査士会、（社）京都府不動産鑑定士協会

（参考） 「不動産なんでも無料相談」は、平成元年から実施しています。昨年は、44件の相談があり（平成23年11月22日実施）、「分かりやすく安心してました。」等、相談者の方から好評のお声を頂いています。

【編集後記】 「秋深き 隣は何を する人ぞ」これは、晩秋、隣から伝わる人の気配に想いを寄せる、寂しさと温もりに満ちた松尾芭蕉の有名な俳句です。さて、日本の四季の中で、日本人の秋に対する思い入れは非常に強いものがあるのではないのでしょうか。食欲の秋、読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋・・・「○○の」という表現が一般に定着しているのは、四季の中で秋だけだと思います。天候・気候が安定しているこの季節、皆様も「○○の秋」と言えるような何かを行ってみてはいかがでしょうか。また、その際には、「隣は何を する人ぞ」で終わらせるのではなく、是非、隣の人を誘ってみてください。その方との交流が、皆様にとって「実りの秋」と呼べるものになるのではないかと、思う今日この頃です。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）
☎256-3160（多重債務相談専用）
相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時
京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0.html>
*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

